

## 社会福祉法人八寿会 第三者委員の設置等に関する要綱

### (目的)

- 第1条 地域社会の福祉基盤である社会福祉施設として、現在当施設を利用中の利用者並びにこれから利用を希望する利用予定者の権利擁護、及び人格の尊厳の保持に資する事を目的とする。  
同様に施設の決定する諸施策に公平性、客観性を担保する事を目的とする。

### (設置対象委員会)

- 第2条 苦情処理対応委員会、入退所判定委員会に第三者委員の設置をする事とする。  
必要に応じて他の委員会への拡大導入を図る事とする。

### (第三者委員の資格要件)

- 第3条 高齢者福祉に理解ある地域住民の方である事を要件とする。  
当施設の利用者処遇、施設運営の実態を見聞しており、なお且つ自らも介護体験、看護体験を持つ方であることが望ましい。

### (第三者委員の任期・設置人数、及び任命)

- 第4条 1年を任期とし特別の事情が無い限り再任を妨げるものではない。第三者委員は2～3名程度をもって各委員会に設置する。  
委員の任命は理事長が委嘱し、本人の承諾を得て任命する。

### (第三者委員会の開催)

- 第5条 月に1回は定例開催する。原則として第2木曜日とする。  
その他問題の程度、頻度に応じて必要な時に開催する。

### (情報開示と報告)

- 第6条 個人情報保護法に差し支えの無い範囲で情報を開示する。  
審議内容、対応策、ご利用者・ご家族の対応策への評価について理事会に報告する。

要綱制定 平成18年4月1日

平成21年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成28年10月1日改訂